

五島市監査委員公表第15号

令和2年6月及び7月の例月財務監査の結果に基づく措置について、五島市教育長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和3年5月7日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 荒尾正登

三五教総第338号  
令和3年4月27日

五島市監査委員 橋本平馬様  
五島市監査委員 荒尾正登様

五島市教育委員会  
教育長 村上富憲

### 令和2年度例月財務監査結果報告に基づく措置状況について

令和2年10月21日付け2五監第576号による令和2年度例月財務監査の結果に基づく指摘事項について、次のとおり措置を講じましたので報告いたします。

#### 記

#### 1 指摘事項

##### (1) 奈留離島開発総合センター使用料について

奈留離島開発総合センター1階和室の令和2年6月20日午後1時から午後2時まで及び同年7月11日午後1時から午後2時までの利用に係る使用料については、それぞれ五島市奈留離島開発総合センター条例(平成16年五島市条例第230号)別表の使用区分「午後1時から午後5時まで」の使用料840円に五島市奈留離島開発総合センター条例施行規則(平成16年五島市教育委員会規則第31号)別表第5項に定める減免の率100分の50を適用して減額後の額が420円となるどころ、使用区分「午前9時から正午まで」の使用料630円に当該減免率を適用して減免後の額320円を徴収しており、それぞれ正当な額より100円少ない金額となっている。

その原因は、調定伝票の決裁に当たって、条例に定める使用料の確認を怠り、算出を誤ったものであるから、複数職員によるチェック体制を整備するなど内部牽制機能を十分活用した上で、条例に基づき適正に算出すべきである。不足額200円については、速やかに追加徴収されたい。

#### 【講じた措置】

##### (教育委員会奈留分室)

不足額200円については、9月3日(木)付けで追加分の調定を起票、及び納入通知書を発行し、9月10日(木)に納付されたことを確認しております。

また、調定伝票の決裁時に使用料の料金表を添付することで、複数職員でチェックしやすい体制にしております。